

平成 29 年度

富山県立魚津高等学校いじめ防止基本方針

富山県立魚津高等学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」ものであること、そして、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指さなければならない。

【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第 2 条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

- (1) 「いじめは絶対に許されない」
- (2) 「いじめは卑怯な行為である。」
- (3) 「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる。」

いじめの防止のための基本的な方針(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定)より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・生徒は、広く新川地区一円から通学している。
- ・男女比はやや女子が多い。(45 対 55)
- ・生徒は純朴で、多少のんびりしている様子がある。
- ・スマホ所有率は 95%を越える。

2 課題

- ・集団で意図したいじめではないものの、いじったりいじられたりという関係が双方でわかり合っている場合がある。
- ・耳と口を使ったコミュニケーションが取れない生徒が増えている。

(メールはできるがしゃべること、人の話を聞くことが苦手。)

このような現状と課題を踏まえつつ、生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動が取り組めるよう、いじめ問題に取り組むための体制を定め、いじめの未然防止、早期発見を図り、いじめを認知した場合は迅速かつ適切に対応できるよう、以下のように取り組む。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめ問題に取り組むための組織

いじめ防止等に関する措置は、「生徒指導委員会」が実効的に行う。

- 構成員
 - ・ 教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、学年主任、生徒指導部員
 - ※ 必要に応じて、PTA、心理の専門家（スクールカウンセラー等）や外部人材を追加
- 役割
 - ① 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
 - ② 教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解と意識啓発（校内研修等）
 - ③ 生徒、保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ④ 発見されたいじめ及びいじめの疑い事案への対応
 - ⑤ いじめ重大事態の発生時の対応（必要に応じて外部専門家を加え対応にあたる）
 - ※ いじめ重大事態の発生については、県教委に直ちに報告し、連携して対応
 - ⑥ 本校いじめ防止基本方針の見直し

2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- 具体的な対応策
 - ① 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
 - ② 自己有用観を高め、学級での居場所づくりに努める。
 - ③ いじめ防止の啓発に向け、標語やポスター掲示等、生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
 - ④ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
 - ⑤ ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育を、あらゆる教育活動を通じて行うとともに専門家による講習会も取り入れながら計画的に進める。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

- 具体的な対応策
 - ① 朝のST時、生徒の様子や視線を意識し、気になれば声かけや面談を行う。
 - ② 定期的にすべての生徒に対し、学級担任が面接を行う。
 - ③ 学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から情報を収集し、些細なことでも学年主任や生徒指導主事に伝え、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告、連絡、相談に努める。
 - ④ アンケート調査（いじめ調査）を定期的に行い、早期発見に努める。アンケート実施後は、速やかに（当日中に）クラス毎に生徒の記載状況を担任等が確認し、いじめ等に関する記載があれば、至急、学年主任を通して生徒指導主事・管理職に報告する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
 - ※ アンケートや面談の記録は必ず保存する。

4 早期対応

いじめやいじめの疑いが確認された場合、直ちに担任、学年主任、生徒指導主事等で情報を共有するとともに、いじめを受けた生徒の迅速な安全確保、関係生徒に対する事情確認並びに適切な指導等、組織的な対応で早期解消に取り組む。

また、事案によっては家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

○ 具体的な対応策

- ① 被害生徒に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
- ② 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行いいじめの原因や背景を把握する。
- ③ 教職員の緊密な情報交換や共通理解及び指導方針の明確化を図り、チームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ④ 教育委員会へ連絡する。（必要に応じ、児童相談所、警察署等にも連絡する）
- ⑤ 被害生徒、加害生徒の保護者へ、学校が把握した事実及び対応策について報告する。（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適宜報告）
- ⑥ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがある時は、警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめが再発、さらには、いじめの加害者と被害者が入れ替わったり、いじめの対象が変わったりしていじめが継続することを防ぐ。

○ 具体的な対応策

- ① 教職員がそれぞれの指導場面において、いじめ問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- ② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ③ ホームルーム活動時に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ④ 生徒会活動等において、いじめ問題を取り上げる。
- ⑤ いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援、指導を行う。
- ⑥ 生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。
- ⑦ 「学校いじめ防止基本方針」や「学校いじめの問題に取り組むための組織」が、いじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを生徒に認識される取り組みを推進する。

6 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

○ 具体的な対応策

- ① 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。
- ② 家庭訪問や学年・学級便り等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③ いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。

- ④ P T Aや学校評議員会等、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けての対策を進める。(P T A総会、学級懇談会、学校評議員会等)
- ⑤ スマホや携帯音楽プレイヤー、携帯型ゲーム機等を使用したネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深め、情報機器の使用やネット利用における約束、ルール作りについての啓発活動を行う。

IV 年間計画

いじめ防止に向けた取り組み

月	生徒指導委員会	調査	面接	校内研修会	生徒会活動	その他
4		生活実態調査	○ (全員対象)			1学期始業式
5				心の健康セミナー (1学年・教職員)		P T A総会
6		生活実態調査			通学路清掃	公開授業
7	○ ※ 1学期の評価	○ (いじめアンケート)				1学期終業式
8				○		
9			○ (全員対象)			2学期始業式
10					さわやか運動 通学路清掃	
11		生活実態調査				
12	○ ※ 2学期の評価					2学期終業式
1						3学期始業式
2		○ (いじめアンケート)				
3	○ ※ 学年末の評価					3学期終業式
備考	緊急時には 臨時開催		必要があれば 個別面談	スクールカウンセラー (30回来校予定)		始・終業式等における生徒指導 主事の講話

V いじめが起こったときの組織的な対応

